



宮 崎 県 公 報

平成24年12月17日 (月曜日) 号外 第 65 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

| 規 則 | 頁 |
|--|--|
| ○宮崎県養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則…………… (長寿介護課) 1 | 設備及び運営の基準等に関する条例施行規則… (障害福祉課) 3 |
| ○宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例施行規則…………… (“) 2 | ○宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則…………… (こども政策課) 4 |
| ○宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則… (障害福祉課) 3 | ○宮崎県職業訓練の基準等に関する条例施行規則 (労働政策課) 4 |
| ○宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、 | ○みつばち転飼取締条例施行規則の一部を改正する規則…………… (畜産課) 9 |
| | ○県道の構造の技術的基準を定める条例施行規則 (道路建設課) 15 |
| | ○宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) 15 |
| | ○宮崎県営住宅の整備基準に関する条例施行規則 (“) 16 |
| | ○宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則…………… (会計課) 17 |

規 則

宮崎県養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布する。
平成24年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第46号

宮崎県養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎県養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年宮崎県条例第55号) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(非常災害対策)

第2条 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームは、非常災害対策を講ずるに当たっては、利用者の特性に応じた円滑な避難が確保されるよう配慮するとともに、県又は市町村が実施する災害時要援護者 (宮崎県防災対策推進条例 (平成18年宮崎県条例第52号) 第2条第6号に規定する災害時要援護者をいう。) に係る防災対策に協力するよう努めるものとする。

(養護老人ホームの基準)

第3条 養護老人ホームの設備及び運営の基準は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (昭和41年厚生省令第19号) に定めるとおりとする。

(特別養護老人ホームの基準)

第4条 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特別養護老人ホーム (ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。) の居室の定員は、1人とする。ただし、知事が特に認める場合には、4人以下とすることができる。
- (2) 特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。) の廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下 (廊下の両側に居室、静養室等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。以下同じ。) の幅は、次に掲げる要件を全て満たすものを除き 2.7メートル以上とすること。なお、ユニット型特別養護老人ホームにおいて、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上 (中廊下にあつては、1.8メートル以上) とすることができる。
 - ア 避難通路又は直接地上に通じる避難口が、中廊下の両端又はこれに準ずる位置に複数配置されていること。
 - イ 中廊下の一方側からの火災等に対し、他方側の避難通路又は直接地上に通じる避難口に容易かつ迅速に避難できること。
- (3) ユニット型特別養護老人ホームの一のユニットの入居定員は、12人以下とすることができる。

2 前項各号に掲げるもののほか、特別養護老人ホームの設備及び運営の基準は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第46号) に定めるとおりとする。

（軽費老人ホームの基準）

第 5 条 軽費老人ホームの設備及び運営の基準は、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第 107号）に定めるとおりとする。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例施行規則をここに公布する。

平成24年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第47号

宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例施行規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例（平成24年宮崎県条例第56号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（非常災害対策）

第 2 条 介護保険サービス事業者は、非常災害対策を講ずるに当たっては、利用者の特性に応じた円滑な避難が確保されるよう配慮するとともに、県又は市町村が実施する災害時要援護者（宮崎県防災対策推進条例（平成18年宮崎県条例第52号）第 2 条第 6 号に規定する災害時要援護者をいう。）に係る防災対策に協力するよう努めるものとする。

（指定居宅サービス等の事業の基準）

第 3 条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準は、次に掲げるとおりとする。

（1）指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）の廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下（廊下の両側に居室、静養室等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。以下同じ。）の幅は、次に掲げる要件を全て満たすものを除き 2.7メートル以上とすること。なお、ユニット型指定短期入所生活介護事業所において、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下にあっては、1.8メートル以上）とすることができる。

ア 避難通路又は直接地上に通じる避難口が、中廊下の両端又はこれに準ずる位置に複数配置されていること。

イ 中廊下の一方側からの火災等に対し、他方側の避難通路又は直接地上に通じる避難口に容易かつ迅速に避難できること。

（2）ユニット型指定短期入所生活介護事業所の一のユニットの利用定員は、12人以下とすることができる。

2 前項各号に掲げるもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）に定めるとおりとする。

（指定介護老人福祉施設の基準）

第 4 条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準は、次に掲げるとおりとする。

（1）指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。）の居室の定員は、1人とすること。ただし、知事が特に認める場合には、4人以下とすることができる。

（2）指定介護老人福祉施設の廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、次に掲げる要件を全て満たすものを除き 2.7メートル以上とすること。なお、ユニット型指定介護老人福祉施設において、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下にあっては、1.8メートル以上）とすることができる。

ア 避難通路又は直接地上に通じる避難口が、中廊下の両端又はこれに準ずる位置に複数配置されていること。

イ 中廊下の一方側からの火災等に対し、他方側の避難通路又は直接地上に通じる避難口に容易かつ迅速に避難できること。

（3）ユニット型指定介護老人福祉施設の一のユニットの入居定員は、12人以下とすることができる。

2 前項各号に掲げるもののほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）に定めるとおりとする。

（介護老人保健施設の基準）

第 5 条 介護老人保健施設の人員、設備及び運営の基準は、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）に定めるとおりとする。

（指定介護予防サービス等の事業の基準）

第 6 条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準は、次に掲げるとおりとする。

（1）指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護の事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）の廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、次に掲げる要件を全て満たすものを除き 2.7メートル以上とすること。なお、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下にあっては、1.8メートル以上）とすることができる。

。

ア 避難通路又は直接地上に通じる避難口が、中廊下の両端又はこれに準ずる位置に複数配置されていること。

イ 中廊下の一方側からの火災等に対し、他方側の避難通路又は直接地上に通じる避難口に容易かつ迅速に避難できること。

(2) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の一のユニットの利用定員は、12人以下とすることができる。

2 前項各号に掲げるもののほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）に定めるとおりとする。

(指定介護療養型医療施設の基準)

第7条 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）に定めるとおりとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成24年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第48号

宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年宮崎県条例第57号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(非常災害対策)

第2条 指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等は、非常災害対策を講ずるに当たっては、当該指定障害児通所支援事業者等及び当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の障害の特性に応じた円滑な避難が確保されるよう配慮するとともに、県又は市町村が実施する災害時要援護者（宮崎県防災対策推進条例（平成18年宮崎県条例第52号）第2条第6号に規定する災害時要援護者をいう。）に係る防災対策に協力するよう努めるものとする。

(障害児の人権の擁護、虐待の防止等のための措置)

第3条 条例第4条第4項及び第5条第4項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 責任者を設置する等必要な体制の整備を行うよう努めること。

(2) 管理者又は従業者に対し、定期的に、県が実施する障がい者虐待防止・権利擁護研修を受講させること。

(3) 管理者又は従業者に対し、研修を実施すること。

(指定通所支援の事業の基準)

第4条 前2条に定めるもののほか、指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）に定めるとおりとする。

(指定障害児入所施設等の基準)

第5条 第2条及び第3条に定めるもののほか、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準は、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）に定めるとおりとする。

(基準該当通所支援の事業の基準)

第6条 基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準に定めるとおりとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成24年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第49号

宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年宮崎県条例第58号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(非常災害対策)

第2条 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等並びに障害福祉サービス事業者、地域活動支援センター、福祉ホーム及び

障害者支援施設は、非常災害対策を講ずるに当たっては、利用者の障害の特性に応じた円滑な避難が確保されるよう配慮するとともに、県又は市町村が実施する災害時要援護者（宮崎県防災対策推進条例（平成18年宮崎県条例第52号）第2条第6号に規定する災害時要援護者をいう。）に係る防災対策に協力するよう努めるものとする。

（利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための措置）

第3条 条例第4条第3項、第5条第3項、第6条第3項、第7条第4項、第8条第4項及び第9条第3項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- （1） 責任者を設置する等必要な体制の整備を行うよう努めること。
- （2） 管理者又は従業者に対し、定期的に、県が実施する障がい者虐待防止・権利擁護研修を受講させること。
- （3） 管理者又は従業者に対し、研修を実施すること。

（指定障害福祉サービスの事業の基準）

第4条 前2条に定めるもののほか、指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準については、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）に定めるとおりとする。

（指定障害者支援施設等の基準）

第5条 第2条及び第3条に定めるもののほか、指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準については、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）に定めるとおりとする。

（基準該当障害福祉サービスの事業の基準）

第6条 基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に定めるとおりとする。

（障害福祉サービス事業の基準）

第7条 第2条及び第3条に定めるもののほか、障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準は、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）に定めるとおりとする。

（地域活動支援センターの基準）

第8条 第2条及び第3条に定めるもののほか、地域活動支援センターの設備及び運営の基準は、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）に定めるとおりとする。

（福祉ホームの基準）

第9条 第2条及び第3条に定めるもののほか、福祉ホームの設備及び運営の基準は、障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）に定めるとおりとする。

（障害者支援施設の基準）

第10条 第2条及び第3条に定めるもののほか、障害者支援施設の設備及び運営の基準は、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）に定めるとおりとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布する。

平成24年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第50号

宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年宮崎県条例第60号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（児童福祉施設の設備及び運営の基準）

第2条 児童福祉施設は、非常災害対策を講ずるに当たっては、利用者の特性に応じた円滑な避難が確保されるよう配慮するとともに、県又は市町村が実施する災害時要援護者（宮崎県防災対策推進条例（平成18年宮崎県条例第52号）第2条第6号に規定する災害時要援護者をいう。）に係る防災対策に協力するよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営の基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）に定めるとおりとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

宮崎県職業訓練の基準等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成24年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第51号

宮崎県職業訓練の基準等に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宮崎県職業訓練の基準等に関する条例（平成24年宮崎県条例第63号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(普通課程の普通職業訓練の基準)

第 2 条 条例第 5 条第 2 項に規定する普通課程の普通職業訓練の基準は、別表第 1 のとおりとする。

(短期課程の普通職業訓練の基準)

第 3 条 条例第 6 条第 2 項に規定する短期課程の普通職業訓練の基準は、別表第 2 のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

普通課程の普通職業訓練

- 次の表の教科の欄に定めるもののほか、必要に応じ、それぞれの訓練科ごとに適切な科目を追加することができる。
- 次の表の訓練期間及び訓練時間の欄に定める訓練期間を延長する場合においてその延長する期間は、1 年を超えないものとする。
- 次の表に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

| 訓練科 | | 訓練の対象となる 技能及びこれに関する知識の範囲 | 教科 | 訓練期間及び訓練時間（単位は時間とする。） | 設備 | |
|---------|--------|--|---|--|------------------------|--|
| 訓練系 | 専攻科 | | | | 種別 | 名称 |
| 1 金属加工系 | 構造物鉄工科 | 金属の接合及び加工等の金属加工における基礎的な技能及びこれに関する知識 | 1 系基礎 | 訓練期間 1 年 訓練時間 総時間 1,400 250 | 建物その他の工作物 機械 その他 | 教室 実習場 鉄鋼材加工用機械類 溶接用機械類 器具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類 |
| | | | (1) 学科 ア 機械工学概論 イ 電気工学概論 ウ 塑性加工概論 エ 生産工学概論 オ 材料力学 カ 金属材料学 キ 製図 ク 溶接法 ケ 測定法 コ 安全衛生 | | | |
| | | 工作図に基づく部材加工及び簡単な鉄鋼構造部材の組立て、曲げ加工等における技能及びこれに関する知識 | (2) 実技 ア 測定基本実習 イ 機械操作基本実習 ウ 溶接基本実習 エ 熱切断基本実習 オ プレス加工基本実習 カ コンピュータ操作基本実習 キ C A D 基本実習 ク 安全衛生作業法 | 160 | | |
| | | | (1) 学科 ア 鉄骨構造 イ 鉄鋼材加工法 ウ 試験法及び検査法 | 220 | | |
| 2 電力系 | 電気工事 | | | 訓練期間 | 建物その他 | 教室 |

| | | | | | | |
|---------|-------|--|--|---|---|--|
| | 科 | <p>発変電設備、送配電設備及び建築電気設備の取扱いにおける基礎的な技能並びにこれに関する知識</p> <p>建築電気設備の工事における技能及びこれに関する知識</p> | <p>1 系基礎</p> <p>(1) 学科</p> <p>ア 自動制御概論</p> <p>イ 生産工学概論</p> <p>ウ 電気理論</p> <p>エ 電気材料</p> <p>オ 電力工学</p> <p>カ 電気機器</p> <p>キ 製図</p> <p>ク 測定法及び試験法</p> <p>ケ 安全衛生</p> <p>コ 関係法規</p> <p>(2) 実技</p> <p>ア 電気基本実習</p> <p>イ コンピュータ操作基本実習</p> <p>ウ 安全衛生作業法</p> <p>2 専攻</p> <p>(1) 学科</p> <p>ア 電気応用</p> <p>イ 設計図・施工図</p> <p>ウ 電気工事</p> <p>(2) 実技</p> <p>ア 電気機器制御実習</p> <p>イ 電気工事実習</p> | <p>1 年</p> <p>訓練時間</p> <p>総時間</p> <p>1,400</p> <p>390</p> <p>110</p> <p>170</p> <p>170</p> | <p>の工作物</p> <p>機械</p> <p>その他</p> | <p>実習場</p> <p>電気工事用機械類</p> <p>器具類</p> <p>計測器類</p> <p>製図器及び製図用具類</p> <p>教材類</p> |
| 3 建築施工系 | 木造建築科 | <p>中小規模建築物における建築一般、設計製図、施工管理及び建築施工における基礎的な技能及びこれに関する知識</p> <p>木造建築物の建築施工及び施工管理における技能及びこれに関する知識</p> | <p>1 系基礎</p> <p>(1) 学科</p> <p>ア 建築概論</p> <p>イ 構造力学概論</p> <p>ウ 建築構造概論</p> <p>エ 建築計画概論</p> <p>オ 建築生産概論</p> <p>カ 建築設備</p> <p>キ 測量</p> <p>ク 建築製図</p> <p>ケ 安全衛生</p> <p>コ 関係法規</p> <p>(2) 実技</p> <p>ア 機械操作基本実習</p> <p>イ 測量基本実習</p> <p>ウ 安全衛生作業法</p> <p>2 専攻</p> <p>(1) 学科</p> <p>ア 木質構造</p> <p>イ 材料</p> <p>ウ 規く術</p> | <p>訓練期間</p> <p>1 年</p> <p>訓練時間</p> <p>総時間</p> <p>1,400</p> <p>250</p> <p>150</p> <p>150</p> | <p>建物その他</p> <p>の工作物</p> <p>機械</p> <p>その他</p> | <p>教室</p> <p>実習場</p> <p>木工用機械類</p> <p>測量用機械類</p> <p>器具類</p> <p>計測器類</p> <p>製図器及び製図用具類</p> <p>教材類</p> |

| | | | | | | |
|-------------|-------------|---|--|---|--------------------------------|--|
| | | | エ 工作法 オ 木造建築施工法 カ 仕様及び積算 (2) 実技 ア 器具使用法 イ 工作実習 ウ 木造建築施工実習 | 300 | | |
| 4 設備施 工系 | 冷凍空調 設備科 | 中小規模建築物の 建築設備の施工に おける基礎的な技 能及びこれに関す る知識 冷凍、冷却及び空 気調和設備の施工 及び調整における 技能及びこれに関 する知識 | 1 系基礎 (1) 学科 ア 機械工学概論 イ 電気工学概論 ウ 建築設備及び機器概論 エ 環境工学概論 オ 生産工学概論 カ 建築構造 キ 建築製図 ク 溶接法 ケ 安全衛生 コ 仕様及び積算 (2) 実技 ア 器具使用法 イ 溶接及びろう付け基本実習 ウ 配管基本実習 エ 安全衛生作業法 2 専攻 (1) 学科 ア 自動制御 イ 冷凍空調設備 ウ 設備製図 エ 冷凍空調法 オ 施工法 (2) 実技 ア 冷媒配管実習 イ 制御配線実習 ウ 設備施工実習 エ 運転及び調整実習 オ 整備実習 カ 検査実習 | 訓練期間 1 年 訓練時間 総時間 1,400 270 200 200 300 | 建物その他 の工作物 機械 その他 | 教室 実習場 冷凍空調機器 整備用機械類 管工作用機械類 溶接用機械類 器具類 計測器類 製図器及び製図 用具類 教材類 |
| | 配管科 | 中小規模建築物の 建築設備の施工に おける基礎的な技 能及びこれに関す る知識 | 1 系基礎 (1) 学科 設備施工系冷凍空調設備科の系基 礎学科のアからコまでに掲げる科目 (2) 実技 設備施工系冷凍空調設備科の系基 | 訓練期間 1 年 訓練時間 総時間 1,400 270 200 | 建物その他 の工作物 機械 その他 | 教室 実習場 管工作用機械類 溶接用機械類 器具類 計測器類 製図器及び製図 用具類 教材類 |

| | | | | | | | |
|---|-----|--|---|---|--|---------------------------------------|---|
| | | <p>空調、給排水設備等の管工事及び設備の取付けにおける技能及びこれに関する知識</p> | <p>礎実技のアからエまでに掲げる科目</p> <p>2 専攻</p> <p>(1) 学科</p> <p>ア 配管概論</p> <p>イ 給排水設備</p> <p>ウ 空調設備</p> <p>エ 設備製図</p> <p>オ 配管施工法</p> <p>(2) 実技</p> <p>ア 配管施工実習</p> <p>イ 検査実習</p> | <p>200</p> <p>300</p> | | | |
| 5 | 塗装系 | 金属塗装科 | <p>塗料の調色及び塗装における基礎的な技能及びこれに関する知識</p> <p>金属製品の塗装における下地処理から仕上げまでの作業における技能及びこれに関する知識</p> | <p>1 系基礎</p> <p>(1) 学科</p> <p>ア デザイン概論</p> <p>イ 塗装法概論</p> <p>ウ 生産工学概論</p> <p>エ 塗料</p> <p>オ 塗装設備及び機器</p> <p>カ 安全衛生</p> <p>キ 関係法規</p> <p>(2) 実技</p> <p>ア 機械操作基本実習</p> <p>イ デザイン基本実習</p> <p>ウ 調色基本実習</p> <p>エ 塗装基本実習</p> <p>オ 安全衛生作業法</p> <p>2 専攻</p> <p>(1) 学科</p> <p>ア 塗料</p> <p>イ 塗装法</p> <p>ウ 試験法</p> <p>エ 仕様及び積算</p> <p>(2) 実技</p> <p>ア 塗装機器操作実習</p> <p>イ 塗装実習</p> <p>ウ 塗料・塗膜検査実習</p> | <p>訓練期間</p> <p>1 年</p> <p>訓練時間</p> <p>総時間</p> <p>1,400</p> <p>180</p> <p>300</p> <p>170</p> <p>250</p> | <p>建物その他の工作物</p> <p>機械</p> <p>その他</p> | <p>教室</p> <p>実習場</p> <p>金属塗装用機械類</p> <p>器工具類</p> <p>計測器類</p> <p>製図器及び製図用具類</p> <p>教材類</p> |
| | | 建築塗装科 | <p>塗料の調色及び塗装における基礎的な技能及びこれに関する知識</p> <p>建築物の塗装にお</p> | <p>1 系基礎</p> <p>(1) 学科</p> <p>塗装系金属塗装科の系基礎学科の アからキまでに掲げる科目</p> <p>(2) 実技</p> <p>塗装系金属塗装科の系基礎実技の アからオまでに掲げる科目</p> <p>2 専攻</p> | <p>訓練期間</p> <p>1 年</p> <p>訓練時間</p> <p>総時間</p> <p>1,400</p> <p>180</p> <p>300</p> | <p>建物その他の工作物</p> <p>機械</p> <p>その他</p> | <p>教室</p> <p>実習場</p> <p>建築塗装用機械類</p> <p>器工具類</p> <p>計測器類</p> <p>製図器及び製図用具類</p> <p>教材類</p> |

| | |
|--|---|
| <p>(許可の申請)</p> <p>第 1 条 <u>みつばち転飼取締条例（以下「条例」という。）第 4 条の規定による許可申請書は、別記様式第 1 号によるものとする。</u></p> <p>(許可証)</p> <p>第 2 条 <u>条例第 5 条第 1 項の規定による許可証は、別記様式第 2 号及び第 3 号によるものとし、別記様式第 2 号による許可証は 1 件について 1 枚を別記様式第 3 号による許可証は、転飼を許可したほう群 1 群について 1 枚をそれぞれ交付するものとする。</u></p> <p>(経由)</p> <p>第 3 条 <u>条例第 4 条の規定により知事に提出する書類は、それぞれ条例第 3 条に規定する区域を管轄する農林振興局又は西臼杵支庁の長を経由しなければならない。</u></p> | <p><u>例第 12 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(届出)</p> <p>第 2 条 <u>法第 3 条第 1 項の規定による届出は、蜜蜂飼育届（別記様式第 1 号）により行うものとする。</u></p> <p>2 <u>法第 3 条第 3 項の規定による届出は、蜜蜂飼育変更届（別記様式第 2 号）により行うものとする。</u></p> <p>3 <u>前 2 項の届出を行おうとする者は、その住所地为管轄する農林振興局又は西臼杵支庁の長を経由して知事に提出しなければならない。</u></p> <p>4 <u>省令第 1 条第 2 項第 3 号の蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないと知事が認める場合は、業として蜜蜂の飼育を行う者以外の者が、反復利用が可能な蜂房を利用しないで蜜蜂の飼育を行う場合とする。</u></p> <p>(許可の申請)</p> <p>第 3 条 <u>法第 4 条第 1 項又は条例第 3 条第 1 項の規定による許可の申請は、蜜蜂転飼許可申請書（別記様式第 3 号）により行うものとする。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する書類は、転飼しようとする区域を管轄する農林振興局又は西臼杵支庁の長を経由して知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(許可証)</p> <p>第 4 条 <u>条例第 5 条第 1 項の許可証は、別記様式第 4 号及び別記様式第 5 号によるものとし、別記様式第 4 号による許可証は 1 件について 1 枚を、別記様式第 5 号による許可証は転飼を許可した蜂群 1 群について 1 枚を、それぞれ交付するものとする。</u></p> |
|--|---|

別記様式第 1 号を次のように改める。

別記

様式第 1 号 (第 2 条関係)

蜜蜂飼育届

年 月 日

宮崎県知事 殿

現 住 所

氏名又は名称

及び代表者氏名

⑩

電 話 番 号

養蜂振興法第 3 条第 1 項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 年 1 月 1 日現在蜜蜂飼育状況

| 飼育場所 | 飼育蜂群数 |
|------|-------|
| | |

2 年蜜蜂飼育計画

| 飼育場所 | 飼育予定最大計画蜂群数 | 飼育期間 |
|------|-------------|--------------|
| | | 1月1日から 月 日まで |
| | | 月 日から 月 日まで |
| | | 月 日から 月 日まで |

備考 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 飼育計画は 1 月 1 日から 12 月 31 日までについて記入すること。

3 飼育場所は、字、番地まで記入すること。

4 この届出に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用する。

別記様式第 3 号中「様式第 3 号」を「様式第 3 号（第 4 条関係）」に、「みつばち転飼許可証」を「蜜蜂転飼許可証」に、「養ほう業者氏名」を「養蜂業者氏名」に改め、同様式を別記様式第 5 号とする。

別記様式第 2 号中「様式第 2 号」を「様式第 2 号（第 4 条関係）」に、「みつばち転飼許可証」を「蜜蜂転飼許可証」に、「ほう群数」を「蜂群数」に改め、同様式を別記様式第 4 号とする。

別記様式第 1 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 2 号（第 2 条関係）

蜜蜂飼育変更届

年 月 日

宮崎県知事 殿

現 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名 ⑩
電 話 番 号

養蜂振興法第 3 条第 3 項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

| | 変更前 | 変更後 |
|-------|-----|-----|
| 飼育場所 | | |
| 飼育蜂群数 | | |
| 飼育期間 | | |

備考 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 変更のあった欄のみを記入すること。

3 飼育場所は、字、番地まで記入すること。

4 この届出に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用する。

様式第 3 号 (第 3 条関係)

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

現 住 所

氏名又は名称

及び代表者氏名

㊞

通信連絡先 (電話番号)

下記のとおりに転飼したいので許可願いたく
 養蜂振興法第 4 条第 1 項
 蜜蜂転飼条例第 3 条第 1 項の規定により申請し
 ます。

記

| | 転飼申請 直前の飼 育場所 | 転飼しよ うとする 場所 | 左の土地 所有者住 所氏名 | 転飼蜂群 数 | 主な蜜 源 | 転飼期間 | 飼養管理 者住所氏 名 |
|---|---------------------|--------------------|---------------------|-----------|----------|----------------|-------------------|
| 1 | | | | | | 月 日から 月 日まで | |
| 2 | | | | | | 月 日から 月 日まで | |
| 3 | | | | | | 月 日から 月 日まで | |
| 4 | | | | | | 月 日から 月 日まで | |

備考 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 転飼しようとする場所は、字、番地まで記入すること。

3 転飼しようとする場所が本人以外の所有である場合は、土地使用承諾書及び付近見取図を添付すること。

4 本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用する。

5 この申請書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、申請の宛先を書き換えていただければ、九州各県の申請様式として利用できます。

添付書類

土地使用承諾書及び付近見取図

(付近見取図は、目標となる建物施設名、河川名、道路名、停留所名等を記入し、蜂場は赤印で明記してください。)

| | 土地使用承諾書 | 付近見取図 |
|---|---|-------|
| 1 | 場所 面積 (坪数又は㎡) 期間 (自) 月 日 (至) 月 日 上記のとおり、蜜蜂転飼のために土地を使用することを承諾します。 住所 氏名 印 | |
| 2 | 場所 面積 (坪数又は㎡) 期間 (自) 月 日 (至) 月 日 上記のとおり、蜜蜂転飼のために土地を使用することを承諾します。 住所 氏名 印 | |
| 3 | 場所 面積 (坪数又は㎡) 期間 (自) 月 日 (至) 月 日 上記のとおり、蜜蜂転飼のために土地を使用することを承諾します。 住所 氏名 印 | |
| 4 | 場所 面積 (坪数又は㎡) 期間 (自) 月 日 (至) 月 日 上記のとおり、蜜蜂転飼のために土地を使用することを承諾します。 住所 氏名 印 | |

備考 添付書類については、昨年と同一の場所に転飼する場合は、提出する必要はありません。ただし、同一の場所であっても、土地所有者が変更になった場合は提出してください。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前のみつばち転飼取締条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

県道の構造の技術的基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成24年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第53号

県道の構造の技術的基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、県道の構造の技術的基準を定める条例(平成24年宮崎県条例第65号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(車線により構成されない車道の部分)

第2条 条例第4条第1項の規則で定める部分は、次に掲げるものとする。

- (1) 交差点
- (2) 車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分
- (3) 乗合自動車停車所及び非常駐車帯
- (4) 付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすり付け区間
- (5) 車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすり付け区間

(交通安全施設)

第3条 条例第32条の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 駒止こまどめ
- (2) 道路標識
- (3) 道路情報管理施設(緊急連絡施設を除く。)
- (4) 他の車両又は歩行者を確認するための鏡

(橋、高架の道路等)

第4条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路(以下この条において「橋等」という。)の構造は、当該橋等の構造形式及び交通の状況並びに当該橋等の存する地域の地形、地質、気象その他の状況を勘案し、死荷重、活荷重、風荷重、地震荷重その他の当該橋等に作用する荷重及びこれらの荷重の組合せに対して十分安全なものでなければならない。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第54号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成9年宮崎県規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---------------------------------|---|
| (入居者資格) 第2条の2 [略] 2・3 [略] | (入居者資格) 第2条の2 [略] 2・3 [略] 4 条例第5条第2号ア及び第49条第2号アの規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1) 入居者又は同居者にアからオまでのいずれかに該当する者がある場合 ア 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が、身体障害にあっては第1項第2号に規定する身体障害の程度、精神障害にあっては精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級 |

| | |
|--|--|
| | <p>に該当する程度、知的障害にあつてはこの号に規定する精神障害の程度に相当する程度であるもの</p> <p>イ 戦傷病者特別援護法第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障害の程度が第 1 項第 3 号に規定する程度であるもの</p> <p>ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</p> <p>エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していないもの</p> <p>オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等</p> <p>(2) 入居者が 60 歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の者である場合</p> <p>(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合</p> |
|--|--|

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 県営住宅の入居者が昭和 31 年 4 月 1 日前に生まれた者であり、かつ、同居者のいずれもが同日前に生まれた者又は 18 歳未満の者である場合は、改正後の第 2 条の 2 第 4 項第 2 号に掲げる場合とみなして、同号の規定を適用する。

宮崎県営住宅の整備基準に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 24 年 12 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 55 号

宮崎県営住宅の整備基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宮崎県営住宅の整備基準に関する条例（平成 24 年宮崎県条例第 70 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(住宅の基準)

第 2 条 条例第 12 条第 2 項（条例第 22 条において準用する場合を含む。）の規則で定める措置は、住宅が住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく評価方法基準（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号。以下「評価方法基準」という。）第 5 の 5 の 5 - 1 (3) の等級 3 の基準を満たす措置とする。ただし、住宅の立地等により、高い性能が必要な場合は、等級 4 の基準を満たす措置とすることを妨げない。

2 条例第 12 条第 3 項（条例第 22 条において準用する場合を含む。）の規則で定める措置は、住宅の床及び外壁の開口部が評価方法基準第 5 の 8 の 8 - 1 (3) イ の等級 2 の基準又は評価方法基準第 5 の 8 の 8 - 1 (3) ロ ① c の基準（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅以外の住宅にあつては、評価方法基準第 5 の 8 の 8 - 1 (3) ロ ① d の基準）及び評価方法基準第 5 の 8 の 8 - 4 (3) の等級 2 の基準を満たす措置とする。

3 条例第 12 条第 4 項（条例第 22 条において準用する場合を含む。）の規則で定める措置は、住宅の構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分が評価方法基準第 5 の 3 の 3 - 1 (3) の等級 3 の基準（木造の住宅にあつては、評価方法基準第 5 の 3 の 3 - 1 (3) の等級 2 の基準）を満たす措置とする。

4 条例第 12 条第 5 項（条例第 22 条において準用する場合を含む。）の規則で定める措置は、住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管が評価方法基準第 5 の 4 の 4 - 1 (3) 及び 4 - 2 (3) の等級 2 の基準を満たす措置とする。

(住戸の基準)

第 3 条 条例第 13 条第 3 項（条例第 22 条において準用する場合を含む。）の規則で定める措置は、住戸の居室の内装の仕上げに評価方法基準第 5 の 6 の 6 - 1 (2) イ ② の特定建材を使用する場合にあつては、評価方法基準第 5 の 6 の 6 - 1 (3) ロ の等級 3 の基準を満たす措置とする。

(住戸内の各部)

第 4 条 条例第 14 条（条例第 22 条において準用する場合を含む。）の規則で定める措置は、住戸内の各部が評価方法基準第 5 の 9 の 9 - 1 (3) の等級 3 の基準を満たす措置とする。

(共用部分)

第 5 条 条例第 15 条（条例第 22 条において準用する場合を含む。）の規則で定める措置は、通行の用に供する共用部分が評価方法基準第 5 の 9 の 9 - 2 (3) の等級 3 の基準を満たす措置とする。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第56号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| 別表第1（第3条関係） [略] | 別表第1（第3条関係） [略] |
| 2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(401) [略] (402) <u>みつばち転飼許可申請手数料</u> (403)～(544) [略] | 2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(401) [略] (402) <u>蜜蜂転飼許可申請手数料</u> (403)～(544) [略] |
| <u>(545)</u> [略] [略] | <u>(545)</u> 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 <u>(546)</u> 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 <u>(547)</u> [略] [略] |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1第2号(402)の改正規定は、平成25年1月1日から施行する。

